

「奈良県消費者行政活性化基金」による消費者行政強化・活性化事業

平成26年5月
消費・生活安全課

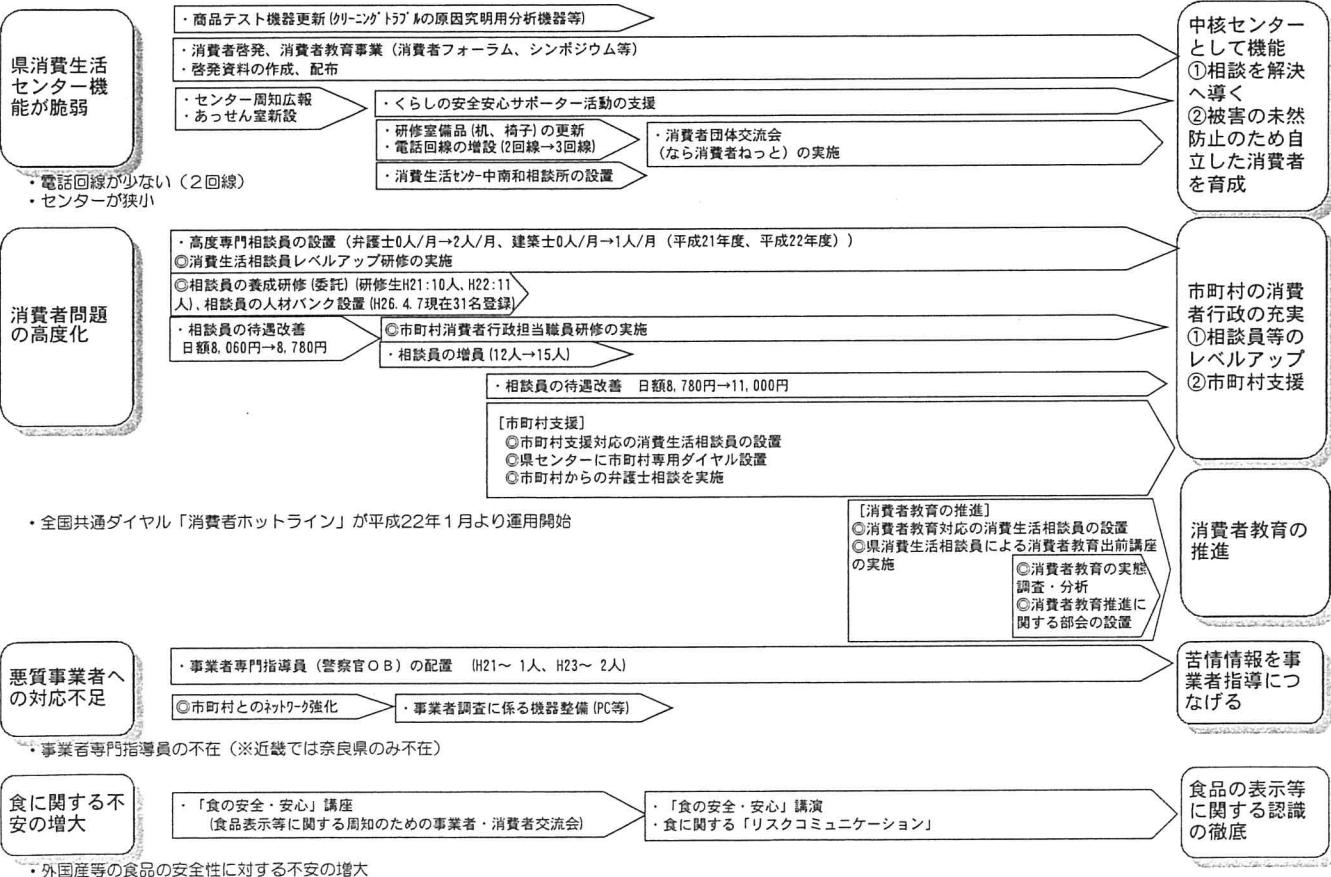
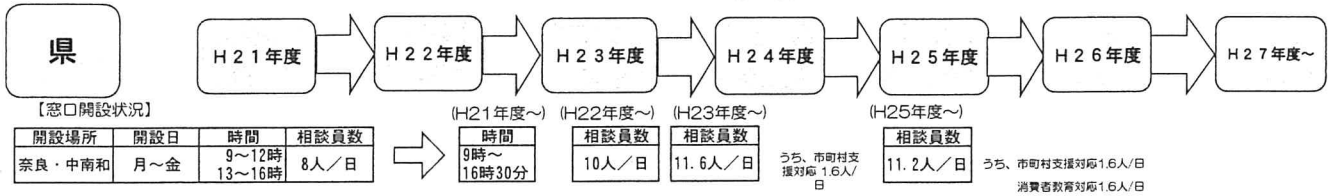
【国の方針】

- 消費生活相談業務が複雑化・高度化する中で、H21年度から3年間を消費者行政の「集中育成・強化期間」とし、地方消費者行政の取組を支援。
- 国H20年度第2次補正予算により、消費者行政活性化交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を創設し、都道府県に基金を造成。
- 国H21年度補正予算により、基金に積み増しするための消費者行政活性化交付金を追加配分するとともに、事業ごとの上限額を撤廃する。
- また、消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費の支援事業、商品テスト強化事業等を追加。
- H22.8月に基金管理運営要領を改正し、相談員の報酬引上げも基金対象となる。また、基金事業はH24年度まで1年延長可能と決定。
- H24年度末で基金終了が予定されていたが、国H24年度補正予算及びH25年度当初予算で基金の上積み措置。（基金事業のH25年度までの1年間再延長）
- さらに、国H25補正予算及びH26当初予算で基金の上積み措置。（H29年度までの基金事業の延長とH30年度以降の自主財源化への移行措置が決定）

【本県の対応】

- 地方消費者行政活性化交付金等を活用して、H21.3月に基金を造成（基金造成額の経緯については※注を参照）。県消費生活センターを専門的・広域的相談のための中核センターとして位置付け、H21～H23に市町村に勤務する相談員の養成・レベルアップのための研修や県センターの機能強化を実施。
 - 市町村相談体制の効率的な充実・強化を目指し、近隣市町村との広域連携を推進。（H22年度は「奈良モデル」検討課題）
 - 消費者行政活性化基金条例を改正し、H24年度、H25年度まで基金事業を実施できるよう条例の有効期限をそれぞれ1年延長。（H24年及びH25年の2月議会議決）
 - H26年度も引き続き基金事業を実施できるよう条例の有効期限を1年延長。（H26年の2月議会議決）
- 【県：26年度重点実施項目】
- 消費者教育の推進
 - 消費者教育に関する県民の意識調査、企業・学校の実態調査の実施・分析を行うとともに、消費者教育の推進に関する施策について意見をいただくため、消費生活審議会に消費者教育推進に関する部会を設置。

※注 基金造成額 = H20年度(2月補正) 222,616千円 + H21年度(9月補正) 52,000千円 + H24年度(2月補正) 60,640千円 + H25年度(2月補正) 21,277千円 + H26年度(当初) 37,699千円 + 運用益 1,816円 = 396,048千円



支援(再掲) ・基金を取り崩して市町村に交付
・市町村ネットワークの強化

【H20年度相談窓口の開設市町村】

週4日以上	4
週3～1日	25
未設置	10

【市町村相談窓口の広域化】

天理市・山添村(H23.4～)、橿原市・高取町(H23.5～)
御所市・葛城市(H23.4～)、香芝市・広陵町(H23.10～)
平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町(H23.4～)、
五條市・野迫川村・十津川村(H23.4～)、
上牧町・河合町(H23.10～)

【H26年度相談窓口の開設市町村】

週4日以上	24(8)
週3～1日	15
未設置	0

※カッコは職員対応

川西町・三宅町(H26.4～)

市町村分合計 195,790千円

県・市町村計	H21年度 61,732千円	H22年度 76,695千円	H23年度 69,842千円	H24年度 61,715千円	H25年度 53,607千円	H26年度 71,004千円	合計 394,595千円
--------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------